

赤穂市ふるさとづくり寄付金推進事業 業務委託にかかる公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、赤穂ふるさとづくり寄付金推進事業業務委託に係る委託事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施方法に関し必要な事項を定める。

2 一般事項

(1) 業務委託名

赤穂市ふるさとづくり寄付金推進事業業務委託

(2) 委託事業者選定方法

プロポーザル方式で企画提案書の提出を求め、プロポーザル審査会を開催し委託事業者を決定する。

(3) 業務の内容

別紙「赤穂市ふるさとづくり寄付金推進事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(5) 見積参考寄付額

500,000千円（令和4年度想定額）

3 業務に関する基本的事項

(1) 参加資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、参加者は以下の要件をすべて満たすものとする。

ア 赤穂市入札参加資格者名簿に登録されていること。

登録がない場合は10月14日（木）午後5時までに、赤穂市役所会計課にて所定の申請手続きを行うこと

イ 令和3年4月1日現在、個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて公的な認定機関により認定されたISMS、プライバシーマーク等を有し、社内ルールや法令順守の仕組みが整備されていること。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

エ 過去に類似業務を完了した実績があること。

オ 民事再生法(平成11年法律第225号)、会社再生法(平成14年法律第154号)の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。

カ 赤穂市暴力団排除条例(平成24年赤穂市条例第11号)第2条第3号に該当しないこと。

キ 赤穂市入札参加資格制限及び指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。

ク 国税及び地方税の滞納がないこと。

(2) 業務の包括的再委託の禁止

業務の包括的な再委託は認めない。なお、個別の業務の再委託については、事前に本市と協議し承認を得ること。

(3) 秘密保持義務

業務に従事している者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

(4) 個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

4 企画提案スケジュール

項目	時期	備考
募集開始(公示)	令和3年(2021) 9月21日(火)	
質問受付締切	令和3年(2021) 10月 4日(月)午後5時まで	*メール
質問回答	令和3年(2021) 10月 6日(水)	*一斉回答
提案書等受付期間	令和3年(2021) 10月 7日(木)午前9時から 令和3年(2021) 10月 14日(木)午後5時まで	
プロポーザル審査会	令和3年(2021) 10月 22日(金)午後1時30分から	
結果通知	令和3年(2021) 10月 28日(木)	通知予定

5 提案要領

(1) 提出書類(企画提案書の様式等は、日本工業規格A4(一部A3版資料折込使用可))

- ア 参加申請書(様式第1号)
- イ 企画提案書(様式第2号)
- ウ 同種業務実績書(様式第3号)
- エ 本業務の推進体制(様式第4号)
- オ 見積書(様式第5号) ※押印必要
- カ 経費の内訳(任意様式)
- キ 誓約書(様式第6号)
- ク 情報セキュリティに関する認証の写し

※本市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 提出部数

- 原本1部(上記提出書類 ア～ク)
- 副本8部(上記提出書類 イ、ウ、エ、カ)

(3) 提出締切

令和3年10月14日(木)午後5時まで(必着)

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。(郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送すること。)

(5) 提出先

赤穂市 産業振興部 商工課 〒678-0292 赤穂市加里屋 8 1 番地
電話 0791-43-6838 FAX 0791-46-3400 メールアドレス furusato@city.ako.lg.jp

(6) 質問の受付

ア 質問期間

公告日から令和3年10月4日(月)午後5時まで

イ 提出方法

文書(様式自由)にて、(5)のメールアドレスまで電子メールにて質問すること。

※電子メール以外の質問は受け付けない。

※送信後、必ず電話による到着確認を行うこと。

(7) 質問の回答

ア 回答方法

本市ホームページに全ての質問、回答を一斉に公開

※提案者ごとの回答は致しません。

イ 回答日

令和3年10月6日(水)

※回答は、本実施要領及び仕様書の追加事項又は修正事項とみなす。

(8) その他

ア 本プロポーザルの取扱い

本プロポーザルは、令和4年度当初予算以前の準備行為として実施するものであり、今後議会において本業務にかかる予算が成立することを条件とする。

イ 提案書等の変更の禁止等

書類提出後において、提案書等の内容を変更することはできない。また、提案書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

ウ 重複提案の禁止

提案は1者につき1提案とし、複数の提案は認めない。

エ ヒアリングの実施

本市が必要と認める場合は、提案書等の提出後に提案者に対してヒアリングを実施することがある。

オ 著作権の帰属等

提案書等の著作権は、提案者に帰属し、本市は、受託候補者の選定以外の用途には提案者に無断で使用しない。

カ 費用の負担等

提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。また、提出された書類は返還しない。

キ 提案の辞退

提案書等の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。

ク 資料の取扱い

本市が提供する資料は、提案に関わる検討以外の目的で使用することを禁ずる。

また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、内容を提示することを禁ずる。

ケ 言語及び通貨

本業務において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

6 審査方法

(1) プロポーザル審査会

提出された提案書等についてプレゼンテーションを行い、下記7で示す審査基準に基づいて採点する。なお、当該審査会は、提案者が1者のみの場合であっても審査を実施する。

ア プレゼンテーション時間

30分以内（説明20分以内、質疑応答10分程度）

※提案書等の受付順で実施する。

イ 出席人数

3名まで

ウ 使用資料

企画提案書のみとし、追加資料の配布、投影は認めない。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、書面により提案者全員に通知する。

選考の過程は非公開とし、選考結果の疑義については受け付けない。

7 審査基準

審査における評価項目は以下のとおりとする。

審査項目	審査事項	配点
全体評価	仕様書を的確に踏まえた具体的な提案がなされるとともに、寄付額の増加や事務負担の軽減が期待できる提案がなされているか。	10
	他自治体での業務実績が豊富で、業務を適正かつ確実に遂行する体制を有しており、業務の安定的な運用が見込めるか。	10
寄付者情報管理 返礼品開発等 事業所対応	本市が利用するポータルサイトからの寄付者情報を取り込み、寄付者の収納状況や事業者への発注状況、返礼品の配送状況等を一元管理でき、そのデータをもとに各種分析できるか。	10
	本市の地場産品やサービスを理解して、本市担当者との連携を密に、積極的な返礼品開発が見込めるか。	10
	返礼品の魅力を最大限発信するため、掲載写真の制作やキャッチコピーの考案、サイトの広告等の提案、その他効果的な広報等の提案が期待できるか。	10
	事業者との連携を密にし、一品でも多くの返礼品を登録してもらえよう良好な関係性を構築し、寄付者の要望やクレーム等の多様なニーズへの対応が期待できるか。	10
寄付者対応	寄付者に対して迅速に礼状、受領証明書、ワンストップ特例申請書等を作成し、発送できるか。また、12月の寄付申込に対して、即座に対応することが可能か。	10
	ワンストップ特例申請書の返送処理を適切に行い、最終的に本市への正確なデータの提供が期待できるか。	10
	寄付者や事業者からの多様な相談、苦情等に対して、丁寧かつ責任のある対応が見込めるか。	10
委託費用	企画提案内容からリーズナブルな委託費用となっているか。	10
合 計		100

8 受託候補者の決定

受託候補者は、以下により決定する。

- (1) 5人で構成する審査会評価委員の採点の合計点数が、300点以上の提案の中から高い順に受託候補者及び次順位者(補欠)を決定する。
- (2) 同点の場合には、再議のうえ委員の多数決により決定する。

9 契約

- (1) 本プロポーザルにかかる契約手続きは、令和4年度予算発効以後とする。ただし、本市が必要と判断した場合は、企画提案の内容について事前協議を行うことがある。なお、契約の際には、改めて見積書を提出すること。
- (2) 選定された受託候補者との契約が成立しなかった場合は次順位者と協議を行い、契約相手方を決定する。(本プロポーザルへの参加者が1者の場合を除く。)
- (3) 受託候補者が、この要領に定める事項に反した場合は、契約を締結しないことがある。

10 担当部署

赤穂市 産業振興部 商工課 〒678-0292 赤穂市加里屋81番地

電話 0791-43-6838 FAX 0791-46-3400

メールアドレス furusato@city.ako.lg.jp